

# 令和8年度熊本県狩猟免許関係嘱託員募集案内

## 1 職　名

熊本県狩猟免許関係嘱託員（事務補助）

## 2 職務内容

- (1) 免許更新申請受付業務
- (2) 関係資料準備及び発送業務
- (3) 証紙関係業務
- (4) その他関連業務補助事務業務

## 3 採用予定人数

1人

## 4 勤務条件

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和8年6月1日～令和8年10月31日  
※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。
- (3) 勤務地：熊本県庁 自然保護課内
- (4) 勤務時間：  
9:00～16:00（週4日）  
9:00～15:00（週1日）  
※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内
- (5) 休憩時間：12:00～13:00
- (6) 休日等：土、日、祝日
- (7) 休暇等：年次有給休暇 あり（6ヶ月間継続勤務した場合）  
※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり
- (8) 報酬等：  
①報酬日額 6時間7,262円、5時間6,052円  
②通勤費用 実費相当額を支給（上限あり）  
※報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）
- (9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (12) 地方公務員法の適用  
：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
  - ・服務の宣誓
  - ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
  - ・信用失墜行為の禁止
  - ・秘密を守る義務
  - ・職務に専念する義務

- ・政治的行為の制限
- ・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

#### (13) 退職に関する事項

: 地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

### 5 受験資格

パソコンの基本操作技術（ワード・エクセル等）を有する方

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

### 7 試験日程等

(1) 日 時: 令和8年2月25日(水曜日) ※時間は別途案内

(2) 合格発表: 令和8年3月4日(水曜日)

※合格者に対しては、郵送により試験結果を文書で通知します。

また、合格者の受験番号を県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、  
熊本県ホームページに掲載します。

### 8 応募方法

- ・応募者は、令和8年2月13日(金曜日)までに、「採用試験申込書」を自然保護課  
野生鳥獣班へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、  
ハローワークの「紹介状」を添付してください。）
- ・持参の場合、受付時間は、平日 8:30～17:00 までです。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
- ・応募者が5名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

【連絡先】 〒862-8570

熊本県中央区水前寺6丁目18番1号

環境生活部自然保護課野生鳥獣班 電話：096-333-2275